



2021年4月14日

各 位

会社名 キャリアリンク株式会社
 代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 成澤 素明
 (コード番号：6070 東証一部)
 問合せ先 取締役常務執行役員 管理本部長 藤枝 宏淑
 (TEL. 03-6311-7321)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（2021年4月14日）開催の取締役会において、2021年5月28日開催予定の第25期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社から2020年8月14日に「決算期(事業年度の末日)変更に関するお知らせ」にて発表しましたとおり、当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとしておりますが、当社では、近年、官公庁案件を中心に契約期間が4月から翌年3月までの完成請負案件の受注が増加してきております。これらの完成請負案件については、完成基準にて受注先から完了通知書を受領する翌年3月に売上高及び売上原価を計上しております。

従って、決算期を2月末から3月31日に変更することで完成請負案件に対する活動時期とその業績成果計上時期(決算)の「期ずれ」状況を解消することにより、より適時・適切な業績・財務情報等の開示並びに業績管理及び事業運営の効率化を図ることができます。このため、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更いたしたく、定款第11条(基準日)、定款第41条(事業年度)・第42条(期末配当金)・第43条(中間配当金)に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第26期事業年度は、2021年3月1日から2022年3月31日までの13か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線箇所は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| 第1条～第10条 条文省略 | 第1条～第10条 現行どおり |
| (基準日) 第11条 当社は、毎年 <u>2月末日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる | (基準日) 第11条 当社は、毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる |

| | |
|---|--|
| <p>株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第12条～第40条 条文省略 (事業年度)</p> <p>第41条 当会社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第44条 条文省略</p> <p>附 則 第1条 条文省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第12条～第40条 現行どおり (事業年度)</p> <p>第41条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第44条 現行どおり</p> <p>附 則 第1条 現行どおり</p> <p><u>第2条</u> (<u>第26期事業年度に関する経過措置</u>) 第41条(事業年度)の規定に関わらず、2021年3月1日から始まる第26期事業年度は、2021年3月1日から2022年3月31日までの13か月間とする。</p> <p><u>第3条</u> (<u>第26期中間配当金に関する経過措置</u>) 第43条(中間配当金)の規定に関わらず、2021年3月1日から始まる第26期事業年度の中間配当金の基準日は、2021年8月31日とする。</p> <p><u>第4条</u> (<u>附則の消滅</u>) 附則第2条、附則第3条及び本条は、第26期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</p> |
|---|--|

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2021年5月28日
定款変更の効力発生日(予定) 2021年5月28日

以 上